

主 題	令和元年度全国労働衛生週間説明会（対馬・壱岐）が開催されました。		
開催日	令和元年9月3日 令和元年9月5日	開催場所	対馬市交流センター 3階 大会議室 （対馬市巖原町今屋敷 661 番地） 壱岐の島ホール 2階 大会議室 （壱岐市郷ノ浦町本村触 445 番地）
参加企業数 （人数）	22社（24人） 37社（43人）	主 催	（一社）長崎県労働基準協会 対馬支部 （一社）長崎県労働基準協会 壱岐支部
		後 援	対馬労働基準監督署

#### 開催目的（趣旨）

全国労働衛生週間は、毎年10月1日から7日までを本週間、9月をその準備期間として「国民の労働衛生に関する意識の高揚、事業場における自主的な労働衛生管理活動の推進を図ること」を目的に実施され、今年で70回目を迎えます。

本年度のスローガンは、

**健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場**

です。

#### 開催概要

令和元年9月3日と9月5日の2日間、一般社団法人長崎県労働基準協会対馬支部及び壱岐支部の主催により全国労働衛生週間説明会が開催されました。



会場の様子（写真左：対馬支部主催の様子、写真右：壱岐支部主催の様子）

当署からは、全国労働衛生週間実施要綱について、過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進、労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進、治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項など、各種対策の着実な実施と事業場における労働衛生意識の高揚を図っていただくよう説明を行いました。

また、9月は職場の健康診断実施強化月間として、チェックリストを配布して健康診断、健康診断実施後の事後措置などの実施状況を確認していただくよう説明を行いました。

さらに、10月3日から、長崎県最低賃金が現行の時間額762円から28円アップして、時間額790円になることを説明しました。

対馬労働基準監督署におきましては、引き続き、各種関係団体と連携し、労働者の健康確保に一層努めてまいります。

各事業場におかれましても、全国労働衛生週間を契機に、日頃の衛生活動を点検し、その取り組みをさらに前進させていただきますようお願いいたします。

## 第70回 全国労働衛生週間

令和元年10月1日(火)～7日(月)〔準備期間：9月1日～30日〕

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で70回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を奨励し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

**健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場**

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業場または経済産業省指定による職場巡回
- 労働衛生課の現場およびスローガンなどの掲示
- 労働安全に関する原簿整備、労働者などの研修
- 有害物の適正な取扱い、搬送方法などによる事故など
- 緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会、研修会などの開催
- 作業・労働、就業などの表示、そのほか労働衛生の意識向上のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 石綿による健康障害防止に関する事項
- 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生の推進
- 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- その他の重点事項

準備期間に実施する事項（重点事項）（抜粋）

過重労働による健康障害防止	①勤務日・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業場によるワーク・ライフ・バランスの推進や健康労働対策を積極的に推進する取り組み ③労務管理の徹底（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間削減の推進や健康労働対策に対する経営者の認識向上などの取組
メンタルヘルス対策	①事業場によるメンタルヘルスマネジメント対策の推進 ②メンタルヘルスマネジメント対策の推進、事業場内での評価および改善 ③メンタルヘルスマネジメント対策（セルフケア、ラインによるケア、事業場内健康支援センターなどによるケア）の推進に関する取組、研修等 ④労働者の健康診断や健康診断スタッフによる相談など、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ⑤ストレスチェック制度の徹底実施、ストレスチェック制度の推進の徹底などによるメンタルヘルスマネジメント対策の推進
化学物質による健康障害防止対策	①製造業、建設業が化学物質を扱う業務などを行う際のMSDS表示、脱着シート、脱着袋、適切な取扱いの徹底 ②MSDSの取扱い、適切な取扱いについてワークシートの作成、その結果に基づいた健康診断の徹底 ③MSDSの取扱いやリスクアセスメントの徹底について労働者に対する教育の徹底
石綿による健康障害防止対策	①取扱いの徹底、密着化、労働者や周辺にばく露するおそれがある作業などにおける取扱い、保護具などの除去、利用後の取扱い（密着化作業などにおいて取扱いに際しては保護具を着用し、着たものは適切に処分） ②石綿にばく露するおそれがある業務などにおいて労働者取扱いの徹底、健康診断などの作業として取扱いに際しては取扱いの徹底の徹底
労働時間短縮と対策	①「雇用の安定と労働者の健康のためのガイドライン」に基づく必要事項の徹底 ②労働時間短縮（自前による技術的な業務改善、稼働量の調整等による必要事項の徹底、稼働量の調整等による業務の効率化）の取組
労働と仕事の両立支援	①労働者による基本方針などの策定と労働者の理解 ②労働者による両立支援に関する取組の推進 ③両立支援に関する取組の推進 ④両立支援に関する取組の推進
その他	①労働者に対する健康診断に関する取組の推進 ②「5年以内の健康診断」に基づく健康診断の徹底 ③事業場や作業場における健康診断

2. 労働安全3原則の徹底など 3. 作業の特性に応じた取組 4. 単日最大労務量及び平成28年度労務管理に関する労働安全対策の推進

主催 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾労働運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【表出先】対馬労働基準監督署 監督・安部課 FAX 対馬労働基準監督署 0920-52-2622

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です  
～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？  
次のア～カの事項についてチェックして、当署まで提出をお願いします。  
（なお、実施できていない事項は改善が必要と考えられますので、自主的な改善をお願いします。）

事業場名称	業種	男 人、女 人、計 人 (うち派遣労働者)
所在地	労働者数	
担当者氏名	電話番号	
ア 定期健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っている <input type="checkbox"/> 直近の実施実施時期 年 月	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 年 月 <input type="checkbox"/> 未定
イ 一定の有責業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っている <input type="checkbox"/> 直近の実施実施時期 年 月	<input type="checkbox"/> 対象者がいない <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 年 月 <input type="checkbox"/> 未定
ウ 健康診断の結果の記録を保存していますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
エ 健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
オ 健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当事項なし
カ 健康診断の結果健康把握を行っていますか。（努力義務）		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない

配布したチェックリスト

全国労働衛生週間リーフレット